

議会だより

おおやまざき



第 37 号

発行

平成18年9月1日

編集・発行：大山崎町議会 〒 618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地 ☎ (075) 956-2101



第 19 回京都府消防操法大会入場行進

町の
花／鳥／木



9月定例会の日程									
9 ／ 15	9 ／ 13	9 ／ 12	9 ／ 11	9 ／ 8	9 ／ 7	9 ／ 6	9 ／ 5	9 ／ 4	8 ／ 28
閉会	委員会	中学校移転対策特別委員会	水資源対策特別委員会	環境対策特別委員会	広域道路及び文教厚生常任委員会	建設上下水常任委員会	総務常任委員会	決算特別委員会	議会
								本会議（一般質問）	本会議（一般質問）

主な内容

6 月定例会…………… 2 P
10 議員が質問を展開…………… 3 P

平成18年6月

第二回定例会

第二回定例会は、六月七日から二十三日まで、十七日間の会期で開かれました。
今定例会には町長から、一億二千一百八千円を追加補正し、総額四十七億八千五百一十一万八千円とする平成十八年度の一般会計補正予算案や税条例の一部改正など、計十六議案が提出されました。

議案についてはそれぞれ関係委員会に付託して慎重に審査を行い、最終日の本会議で原案どおり可決・承認しました。

一般会計 補正予算など 16議案を可決・承認



改良工事が予定されている府道大山崎大枝線と町道東西線の交差点

こんなことが決まりました

【承認した議案】

〔専決処分の承認〕

- ▼ 税条例の一部改正
- ▼ 国民健康保険税条例の一部改正
- ▼ 消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- ▼ 平成17年度一般会計補正予算（第9号）
- ▼ 平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ▼ 平成17年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- ▼ 平成17年度老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- ▼ 平成18年度一般会計補正予算（第1号）
- ▼ 平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ▼ 平成18年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【原案可決した議案】

- ▼ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- ▼ 非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- ▼ 平成18年度一般会計補正予算（第2号）
- ▼ 平成18年度老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- ▼ 大山崎町立第二大山崎小学校普通教室棟耐震補強工事請負契約

【原案可決した意見書】

- ▼ 出資法及び貸金業規正法の改正に関する意見書
- ▼ 教育基本法を生かし、学力・体力・市民道徳を身につける教育行政を行なうことを求める意見書
- ▼ 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書

町政を問う

一般

質問

一部要旨

6月定例会では10議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

平岡 幸子議員

Q 財源確保について
A 実施市町を参考に広告ビジネスの導入を検討したい

問 財政難を克服する一つの方法として有料広告ビジネスの実施をされてはどうか。

答 今後、基準の設定、広告内容、枠の設定等、実施市町を参考にしながら、その導入について検討していきたい。

【府道五条本交差点の整備と安全対策について】

問 (1)交差点の整備が予定されているのか。(2)その場合、いつ頃から工事をされるのか。どの様な交差点になるのか。通学路としての安全対策は。



府道五条本交差点改修予定地

答 (1)近く交差点改良事業計画がなされ、町と事業計画の協議をする段階である。(2)交差点の詳細設計を公安委員会との協

議の中でまとめられ、町との事業計画の協議を済ませたうえで、

通行の安全を図るために早期着手を目指している。(3)全体的なイメージとしては、現行の東西方向の優先道路を明確にするために、現在の交差点を少し絞った形になるものと伺っている。

(4)五条本交差点の改良につきましては、小中学生の登下校を含めた歩行者の安全についても検討していただき、早期の事業の完成を目指して協議を進めていきたい。

【町所有建物敷地内の管理について】

問 (1)これら施設の管理体制についてお聞かせ下さい。(2)職員みずから忙しい中ではあるが、少しの空き時間を見つけ、草む

山本 芳弘議員

Q 休憩時間の廃止について
A 勤務時間の適切な管理に努めたい

問 国家公務員については、この7月から休息が廃止され、勤務時間は30分延長されます。

国家公務員に準じた対応がなされる県市町村もあるが、町においても、住民サービス向上の観点から実施することを望みます。実施を目標に行動されるかどうか、お考えをお聞かせします。

しりをしてはと思いますが、いかがお考えか。

答 (1)及び(2)各施設とも建物の設備機能に係る空調設備、電気設備、消防設備などの保守点検業務と、建物内の環境保全に係る清掃業務については、それぞれ専門業者に毎年委託して行なっている。各施設敷地内の樹木の剪定や、除草作業については、施設の規模や状況に応じて専門業者に委託する場合と職員が行なう場合とがあります。各施設では業務の一環として除草作業を行い、施設の環境美化と保全に努めておりますが、除草が不



答 近隣市町の動向を踏まえて、町の方針を定め、労使間の協議を整えたいうえで、できる限り早い時期に実施を行い、勤務時間の適切な管理に努めてまいりたい。

【府営水道の負担軽減について】

問 府と協議を繰り返しておられるが、議員と府幹部との懇

十分なところも見受けられますので、検討を行い、引き続き施設の環境美化と保全に努めてまいりたい。

談において、府が何らかの行動を行うため研究を始められると受け止める発言がありました。最近の協議状況について、お聞きしたい。

答 府と町が一体となって健全化に取り組むための協議の場づくりの提案をいただき、府総務部、企業局、山城広域振興局、

町とで協議することになり、町水道事業の現状分析を進める必要があることから財政分析や施設の作業チームを設置することとした。財政分析では、町の経営の整理・分析を行うための資料作成の協議を行い、施設面については、現地調査を行い、更新計画や効率的な施設運営を行うために現状を調査しているところである。

【行財政改革プラン・改革実施計画について】

問 平成21年に向けて改革を図ることとなりますが、歳入も歳出も計画通り執行されて初めて累積赤字が3億9千万円に止まります。いわば理想型の改革が実現して、初めて21年後において収支の均衡が実現することとなる。(1)この改革プランに、既存・新規開設事業所を問わず「商業振興と町税の増収を図ることを併せ持つ条例の制定」を含めるべきではないか。(2)この改革プランには、旧庁舎などの町有財産の売却計画を含んで作成されたのか。(3)阪急電車新駅構想との関連について、このまま新駅構想が進むと、大山崎町の要望は間接的に府を通じてしか提出できないことになる。調子踏切の自動車通行、乗降口の設置と町区域との接点など、住民生活の利便を向上させ、尚且

つ、町域の発展を目指し計画的な都市計画を実現するためには、町の参画を表明し、新駅構想への負担を明言することが緊要と思われる。この新駅構想への参画と、このための改革プラン改定を求めますが、お考えをお聞きます。

答 (1)地方自治体の財政運営の厳しさが増す中、限られた財源の中での事業選択を行う一方、地域経済の発展、地域間競争に勝ち抜くための魅力づくりが求められているものと認識しており、条例の制定について、調査・研究を進め、今後の「集中改革プラン」の中で生かしてまいります。(2)旧庁舎の売却については、当初予算に計上しておりまして、プランの歳入効果額にはカウントしておりません。(3)新駅構想は、現在、具体的な構想までには至っておりませんが、今後、新駅設置に向けた推進方策で調整計画の策定が平成18年度からとなっておりますので、整備計画には参画し、あわせて本町のまちづくり土地利用・市街地整備・道路・交通問題についての調査・検討が必要であると認識しております。改革プランの改正につきましても、適宜、具体的な内容が把握できた時点で、修正を行っていかねければならないものと考えております。

江下 伝明議員

Q 大山崎町の目指す自治体のあり方について
A 総合的な見直しを図る中で、自立・合併の的確な判断が必要

問 (1)自立した自治体を目指すのか、将来、近隣との合併を想定した自治体を目指すのか。
(2)4年間の集中改革プランの進め方について、①住民に理解と協力を求める方策は。②職員に理解と協力を求める方策は。③住民参画と協働はどのように図っていくのか。④少数精鋭の組織を目指すため職員の意識改革をどのように図っていくのか。

答 (1)「集中改革プラン」を実行していく中で、あらゆる情報を住民の皆様に提供しながら、地域づくりの主体である住民の皆様とともに、自立・合併の的確な判断をしていく必要があると考えている。(2)①町ホームページでの公表や、広報において特集記事を掲載し、今回のプランの内容やその改定にいたる経過などを詳細にお知らせするよう努め、理解を求めているところである。②プラン策定後に職員に対して説明会を開催し、現在の町財政の現状やプランの重要性などを説明し、理解と協力を求めたところである。③行政の情報公開とあわせ、住民との役割分担の明確化を図っていく。

く。④異動や昇任を契機として、職員研修に積極的に参加させることにより、業務に関わる知識・技能を習得させると同時に、他の自治体や別の部署の職員からの触発を受ける機会をできるだけ設けたい。⑤平成19年度において売却を検討している。

【町道東西線跨線橋の両側通行について】

問 (1)京都府の06年度予算における第二外環道路測道整備にかかる大山崎町内の予定を問う。
(2)円明寺地区の西国街道における府道一方通行の話合いの進捗状況はいかに。

答 (1)大山崎中学校の再構築を最優先に協議するとの方針から平成17年度においては、町内での整備事業の進捗はなく、平成18年度は、再構築とそれに関連する協議を優先して進めてまいりたい。(2)両側通行の実現化に向けて、ご理解とご協力を得るため、地元協議を重ねてまいりましたが、以前と進展した報告ができるまでに至っておりません。

【水道事業健全化について】

問 (1)プロジェクト報告のポインントは。(2)健全化に向けたスケジュールは。(3)京都府営水道

懇話会の最新情報はいかに。

答 (1)「受水量の見直しと受水費用の軽減」について、配分水量の変更について府知事と協議を進める。府に対して確実な支援を求める。浄水場間の料金格差の是正を含め、受水費の軽減を求めていく。「企業に府営水道への転換と協力金の要請、協議」について検討を進める。「水道事業の効率化を目指し、広域化の協議」について、引き続き、調査・研究に取り組む。(2)府と一体となって財政分析や施設面の作業チームを設置し、町の経営の整理・分析を行うための資料作成の協議をした。また、施設の更新計画や効率的な施設運営を行うために、現状を調査している。(3)広域化事業で災害時に対応するため、府営3浄水場の接続によるバックアップ体制を確立する工事が予定されている。宇治浄水場導水施設更新事業について、基幹施設である導水管を更新し、併せて耐震化を図る目的で工事が予定されている。府営水道と京都市水道との緊急連絡管接続工事が完了した。統合水運用システム整備についての具体的な説明は7月に開催されると伺っております。

北村 吉史議員

Q 財政状況と本町自身の努力に関して
A 自主財源の確保の重要性は強く認識している

問 (1)12月・3月議会より本町は固定資産税の超過課税を検討し、また手数料などの見直しを検討すると答弁された。これは赤字だから仕方ない、住民負担を増やす方向で検討されている、デフレスパイラルが解消されていない現状での超過課税はいいかなものか。(2)本町自身が努力した上で、それでも財源確保が難しいという状況であれば、その検討も仕方ないと思うが、本町の基本的な方針は住民に対して厳しいと言わざるを得ない。

3月議会で質問した自主財源の確保に関する条例の制定に関して、その後検討・調査・研究はされたのか。(3)住民負担を増やすことを検討する前に、本町も汗をかくべきと考えるがいかがか。平成20年度は交付税が無いことを想定にいた、そう遠くない将来を見越した条例制定が必要と考えるがいかがか。

答 (1)町財政破綻の危機に直面した状況において、近隣市町の課税状況を考慮した中で、固定資産税の超過課税に、具体的な新たな財源確保を求めたものである。(2)企業誘致を図れるだけの用地確保といった課題もあり、さらに調査・研究を進める

よう指示している。(3)自主財源の確保の重要性は強く認識しており、本町に適した「企業誘致条例・まちづくり条例」の制定が具体的に可能かどうかを総合的に判断していきたい。

【本町の北部と新駅と、にそとの関係について】

問 (1)現在、新駅の構想は着々と進み、長岡京市では、にととの整合性を確保した道路整備が進んでいる。本町の対応はどうなっているのか。(2)円明寺団地では高齢化も進み、公共交通機関である新駅を多くの方々が待ち望んでいる。本町も積極的に関わる必要があると考えるがいかがか。(3)新駅のアクセスに関して、計画予定地の南西方向に改札又は出入り口が無いと非常に不便になる。道路計画とも密接に関係しており、本町北部の都市計画の見直しと、近隣自治体との積極的な議論を望む。

答 (1)、(2)及び(3)新駅構想は現在具体的な構想までにはいたっておりませんが、今後、新駅設置に向けた推進方策における整備計画策定には参画し、あわせて本町のまちづくり土地利用・市街地整備・道路・交通問

題について調査・検討が必要であると認識している。

【食育に関して】

問 (1)小中学校において食育に関してのカリキュラムを導入されたか。(2)現在の親の就労環境により、児童の食に関して非常に憂慮する事態になっている。本町としてその実態をどの程度

把握されているか。(3)特に思春期の時期の生徒は情緒も不安定になりやすく、食の大切さをこの時期の生徒に教える必要があると考えるが。(4)現在の親の就労環境を考えた場合、昼食の選択性といったシステムを導入する必要を感じております。

答 (1)給食指導年間計画により実践している。(2)プレイバシ1の問題もあり確実な把握等は難しい面があるが、担任が注意

阪本 広議員

Q 京都府の耐震診断計画について
A 集合住宅の耐震診断については、今後検討していきたい

問 京都府は、府内のマンションに対し、昭和56年以前に建築された建物に対し、耐震調査を実施する制度を発表、平成18年度予算に計上し、今年夏から実施する予定となっている。(1)マンション1棟に対して150万円を上限として補助する制度、1戸3万円の経費のうち、負担は利用者1万円、国1万円、残り1万円は、府と市町村が負担となっている。(2)床面積240㎡以下の木造住宅を対象とする。府内17市町は、平成16年度より実施、平成17年度は、2000戸実施。(3)本町は、どのような計画をもっているのか。3月議会では耐震調査を府に要請すべきと申し上げたが、府は耐震調査はしないとされたが、

どうなっているのか。

答 (1)補助金要望等の事務手続きがされた場合には、府の助成制度を活用してマンションの耐震診断を実施されることになる。(2)木造住宅耐震診断士派遣事業に関する実施要綱を作成し、平成18年10月以降に実施を予定している。(3)集合住宅の耐震診断については実施する予定はありませんが、今後検討してまいりたい。

【固定資産税の超過課税の実施について】

問 (1)4月7日の京都新聞洛西版に発表、広報おおよまぎ5月号に発表された。税率1.4%を1.6%にするとし、6億3300万円の増収を見込むとなっているが。(2)議会に何等報告、相

深く児童の様子を観察するようにしている。(3)「食育」を年間指導計画に位置づけ、「望ましい食習慣、食の自己管理能力を身に付け、食文化を知り、これを大切にしよう」を指導の重点としている。(4)様々な方策があるが、生徒への安心・安全な昼食の提供について、他の市町の実況を調査・研究する中で慎重に検討してまいりたい。

談もなく、一人歩きをしているが、どうしたことか。都市計画税、税率0.2%の話まで持ち上がっているが、どうなっているのか。

答 (1)及び(2)内部努力を最優先に町財政の再建と持続可能な町行政の確立を図りながら、なお不足する部分については、新たな住民負担をお願いせざるを得ないため、今回のプランにおいて都市計画税の課税に見合う、0.2%の範囲において、固定資産税の税率を1.6%に引き上げた財政再建プランとさせていたのだいものです。固定資産税の超過税と新たな都市計画税の課税を合わせて実施するということは、今回のプランにおいては、計画しておりません。

【大山崎高橋踏切について】

問 警報音が鳴って、すぐに遮断機が降りる。余りにも早くて危険、善処方を要望します。

答 国土交通省の基準により、踏切道に列車が接近する約36秒前より警報機が鳴り、約10秒後より遮断機が作動し、約6秒後に閉まるようになっております。

【茶屋前公園について】

問 (1)公園内のベンチ、長椅子、3脚の行方はどうなったのか。(2)紙屑籠の行方は、どうなったか。(3)水道器具、蛇口の開閉器具がなく、水がでない、何故か。

答 (1)現地確認をしたところ3脚設置されていました。(2)本年4月に、紙屑籠が破損していたので、一時撤去しておりますが、6月9日に設置しました。(3)本年1月に蛇口が壊れていたもので、新しい器具に取り替えております。

【保健センターだよりについて】

問 (1)お気軽に保健センターをご活用下さいとPRしているが相談したくても保健センターの電話番号が記載されていない。

答 (1)今後は、電話番号を記載するようにする。



立野 満代議員

Q 介護保険料の減免を検討すべきでは
A 一般財源を充当することは困難である

問 (1)介護保険料の月額基準額が今年の4月から3、443円から4、451円に引き上げられた。さらに税制改悪でこれまで住民税非課税だった人、本人非課税だった人が課税になることによって保険料の負担区分が変更されて負担増になる。

年金収入が下がる一方で生活不安の声が出されている。介護保険の利用を控える人も今まで以上に増えるのではないかと心配です。介護保険料の滞納者の原因は経済的な理由が1番であることが昨年の決算資料でも明らかになっている。町独自の保険料の減免を検討すべきではないか。(2)4月からの介護保険改悪によって、軽度の要介護者は福祉用具が介護保険対象外となり、利用者の負担が大幅にアップされる。半年間の経過措置があるというが、現在使用中の人は、9月末までに各事業所への変換が求められている。今まで通りの1割負担で利用できるようにするなど、何らかの軽減措置が必要ではないか。

答 (1)今回の保険料設定に当たった町の基本的な考え方は、第3期事業計画期間のサービス見込み量から保険料として徴収

すべき総額が推計されるため、その範囲において、できるだけ低所得階層の負担が過重とならないように配慮することを基本に据えている。介護保険の財源は保険料と税金で2分の1ずつ賄う仕組みで設計されており、このバランスを崩すことなく、サービスの拡充し、制度を安定的に運営することが重要と考えており、町の一般財源を充当することは全体の施策推進のうえからも実施することは困難である。(2)すべての福祉用具貸与が対象外となるわけではなく、要支援1・要支援2の方には、自立支援に効果のある福祉用具が貸与される。原則的には給付対象外であっても認定調査、主治医の意見書等からケアマネージ

すべく総額が推計されるため、その範囲において、できるだけ低所得階層の負担が過重とならないように配慮することを基本に据えている。介護保険の財源は保険料と税金で2分の1ずつ賄う仕組みで設計されており、このバランスを崩すことなく、サービスの拡充し、制度を安定的に運営することが重要と考えており、町の一般財源を充当することは全体の施策推進のうえからも実施することは困難である。(2)すべての福祉用具貸与が対象外となるわけではなく、要支援1・要支援2の方には、自立支援に効果のある福祉用具が貸与される。原則的には給付対象外であっても認定調査、主治医の意見書等からケアマネージ

矢引 亮介議員

Q 「集中改革プラン」の「住民の参画と協働によるまちづくり」について
A 「住民の目線に立った、住民と共に歩む行政」を展開していく

問 行財政改革プランに「保育所のあり方の見直し」ということで保育所の統廃合や指定管理者制度の導入等が提案されているが、最近の保育の取り巻く情勢は昔とちがって多様になり保育要求も強まっている。行財政改革プランの提案は、そうした社会的要求に背を向けることになっているのではないか。

答 歳出構造の見直しの最大課題を職員数の削減により人件費の削減を図ることとしたもので、「集中改革プラン」の実施計

画においては、職員数の削減を保育所のあり方を見直す中で、原則的に今後の退職者を不補充という方法で実現しようとするものであるが、保育所の統廃合・民営化・指定管理者制度の導入などの具体的な方策を明記しておりません。各種福祉ニーズに対する行政需要を限られた財源の中で配分していくためには、保育所施設運営の効率化を図る必要性が強く求められているものと認識している。今後の「保育所のあり方」を見直す進め方については「児童福祉懇話会」の答申を待ちながら、プランの実施に向けて、内部の調査・研究・協議などを平成18年度中に行い、出来る限り早い時期に、町議会、保護者・住民の方々に町具体的な方針を説明させていただけるよう鋭意取り組みを進めてまいりたい。

問 (1)「集中改革プラン」の基本理念では、「町財政が厳しいから、行政ができることも限られる。だから行政ができないことは住民参加で補う」というものになっている。こういう発想だから住民参加も不十分なものとどまっているのではないか。「住民が主人公」だからこそ、

「住民参加・協働のまちづくり」が必要という認識に立つべきではないか。(2)実施計画について、5点の質問、①「各種審議委員会等の委員公募」について、一つひとつの公募人数が極端に少ないので、「住民の参画と協働」とは言えない。公募の募集人数をもっと増やすことはできないのか。②「行政と住民との役割分担の明確化」について、協議の場を設けるとあるが、行政は公共サービスから撤退しようにしているのか。③「ワークショップの開催」は今年度から

実施しますが、具体的にはどのような計画をしているのか。④「出前講座の実施」も今年度から実施しますが、具体的にはどのような計画をしているのか。また、申し込み制を考えているのか。⑤「住民の参画と協働によるまちづくり」と言うなら、問題に応じての住民説明会こそもっと旺盛に開くべきではないか。

答 (1)「住民の目線に立った、住民と共に歩む行政」を展開していくことの必要性を強調しており、あくまでも複雑多様化した現下の社会情勢に柔軟に対応し、活力ある地域社会を築いていくための手段として位置づけているものである。(2)①委員構成や人数については、審議会等の根拠例規により定めるものであり、より広く公募委員に参画いただけるよう環境の整備に努めてまいりたい。審議会等は独立した権限を有しており、独自に運営され、かつ主体的な議論がされていると認識している。②公共に対する要請が増大傾向にある状況において、従来のような立場に立てば、行政の肥大化を招きかねず、現状の町財政の状況では困難であり、住民との役割分担にも踏み込んだ既存施策の抜本的な見直しを行い、行政の説明責任を果たし、住民

の意見を反映する必要があると考えたものである。③防災に関するワークショップを開催し、自主防災意識の高揚を図りつつ、災害に強いまちづくりを進めてまいりたい。④各種の事務事業や制度について、地域の要請に基いて職員を派遣するものでありますので、申し込み制とすることを予定している。⑤現時点では、個々の実施計画の内容に応じた住民説明会は計画していないが、常に担当部署において窓口をオープンにしておき、広く住民の皆様からのご意見・ご質問をいただけるようにしている。それを通じて今後も多様なご意見等の把握に努めたい。

【国保の短期証の交付について】
問 大山崎町では資格証明書は交付されていないが、短期証の交付の増加は、資格証明書の交付につながる恐れがあり、住民のくらしを守る自治体として、保険証のとりあげにつながらない努力をしていただきたい。病気になるって患者に『なれる』『なれない』の格差をつくらないために、国保の短期証の交付を抑えるべきではないか。

答 短期証の更新時に被保険者と直接面談し、世帯の状況確認及びそれを踏まえた納付相談、納付指導の機会を増やす観点から行っているものである。

小梶 晃議員

Q 集中改革プランについて、住民に及ぼす影響が非常に大きい
A 内部努力を最優先に町財政の再建と持続可能な町行政の確立

問 三位一体などともっともらしい言葉で地方財政を縮小した政府に町財政困窮の原因はある。しかし、「行政が本来課すべき役割」などと言って、いかにも現在のあり方が間違っているかのように疑問符を投げかけるようなことを言うのであれば、平成3年の第2期基本計画で打ち立てられ、実行された本町の3大プロジェクトは、今日一体どういうふうに見なければならぬのか。これこそ見直しの対象にしなければならぬのではないか、府営水道導入計画や過大な庁舎建設についても言及すべきではないか。

(1)自立可能な収支というが、何をさして自立というのか。我が国の税制度上、自治体は政府の支出を得なければ成り立たないのは明白である。地方への税源移譲は縮小されるのは、やむを得ないというのが地方6団体の方針なのか。全国町村長会の動きなどとともに、自立という意味に対する考えをお聞きたい。(2)固定資産税の超過課税は本町の人口構成の特徴である高齢化を考えると、住民生活を圧迫する度合いが厳しいのではないか。かつて一部に、大山崎町の老人

は豊かであるという評論があったが、豊かな老人世帯といっても、それは比較の問題であって、絶対的にはやはり老人世帯というのは比較的貧困なのではないか。

答 三位一体の改革の中で、見直しが続けられている地方交付税については、地域における必要な行政課題を克服していく上で、当然に適切に財源措置されるべきものであると考えており、地方交付税に財源不足が生じた場合には、地方交付税法にのっとり、国税五税の法定割合の見直しを行うべきものであると認識している。「集中改革プラン」の基本理念として「住民本位の成果・効率重視のスリムな行政を目指す」と定め、その具体策として「行政は行政でなければ対応し得ない領域に重点的に対応する」としているものである。自立可能な収支については、財政再建による持続可能な行政の確立を定めており、平成21年度における単年度黒字の達成、26年度に累積赤字の解消を目指すということであると認識している。(2)内部努力を最優先に町財政の再建と持続可能な町行政の確立を図りながら、なお

不足する部分については、新たな住民負担をお願いせざるを得ないため、近隣自治体の多くが課税している都市計画税を本町ではこれまで課税せずに都市計画事業を実施してきた経過から、今回のプランにおいて都市計画税の課税に見合う0.2%の範囲において、町税の固定資産税の税率を1.6%に引き上げた財政再建プランとさせていたいただいたものである。

問 三位一体の改革という呼び方で言われている小泉改革というのは、本場に必要部分とそうでない部分とが含まれている、小泉改革に対する意識というものは一体何と説明すべきなのか。

答 三位一体の構造改革の補助金を削減して、地方税源を移譲するという、こういった改革の中でも地方6団体、特に我々が属している町村会においては、この地方交付税の引き下げに対しては、あくまでも地方財政が確保できるようにといった要求は既に国の方にはだしていただきながら、そして国と地方6団体が協議できる場が構成できたということは大きな前進であると考えている。

堀内 康吉議員

Q 水道事業健全化プロジェクト会議報告について
A 健全化に向けて府と一体となって取り組み、確実な支援を求めている

問 (1)改善策の焦点は、京都府営水道の受水量の見直し、受水費用の軽減にあるが、いろいろ検討されて報告されている、このプロジェクト会議報告によって、府との協議（交渉）は前進するのか。(2)大山崎町の水道事業が現在破綻をしているというのは、誰の目にも明らかであり、これに対する認識について、このプロジェクト会議の報告というのとは非常に中途半端で踏み込めていない。この過大な水需要予測の誤った原因が一体どこにあるのか、どうお考えなのか。(3)現状は値上げ前よりも経営状況はさらに悪化しており、水道事業経営の実態と対策は乖離している。この報告からは、結局料金の再値上げなのかと、こういうところしか見えてこない。この水道料金の状況について、実際のところは料金の引き上げだけが当面の対策として考えているのではないのか。(4)「プロジェクトの中で検討した事項」の中で記述のない以下の検討事項について、どのような手法において検討され、事実、解釈等が結論されたのか。①「昭和56年の調査において、大山崎町の工業用水の必要量が少なかった理由」。

②「府営水道の水量に関する主な契約事項について、受水量などを見直す機会はなかったのか」。

③「平成18年度の府営水道申し込みは、工業用水分の取り扱いを含め、どうするのか」。

④工業用水を除いたときの経営見直しと問題点」。

⑤大山崎町の水需要予測は適正であったか」。

⑥「協定と条例の法的解釈について」。

⑦「京都府営水道の受水量の見直しと受水費用の見直しについて」結論された方向性について、「方向性の2」で示されている「一体となって取り組める仕組みづくりを要請」とは、どういう協議の形態、仕組みになっているのか。

答 (1)京都府営水道の受水量の見直しと受水費用の軽減についての方向性として、配分水量の変更について府知事との協議を進める。水道事業健全化に向け、府に対し確実な支援を求めている。3浄水場の料金格差の是正を含め、受水費の軽減を求めている。(2)当時高度成長期の右肩上がりの状況にあったことから、将来予測が大きく変わったことは確かである。家庭で使われる水の量がかなり減ってきている。また、府営水道の受水費が

新たな負担となっている。(3)町水道事業の現状分析を進める必要があることから、府と一体となって財政分析や施設面の作業チームを設置することとし、引き続き水道財政の健全化の取り組みについて協議を進めてまいりたい。

渋谷 進議員

Q 役場窓口の民間委託について
A 行政のスリム化をはじめとする行財政運営の簡素効率化を実現

問 民間開放についての政府の理由付けでも、また本町の「集中改革プラン」に記された窓口業務民間委託の目的でも、業務の効率化が唱えられているが、窓口6事務の民間委託は、逆に業務を複雑にしようというものは明らかな。政府は、民間事業者のために無理やりやろうとしているしか考えられない。公務・公共サービスを民間に委ねることとは大きなリスクを含んでいる。自治体は、やるかどうか自主的に判断できるのだから、大山崎町ではやらないと決めるべきである。集中改革プランで、窓口の民間委託を平成20年には実施するとしているが、(1)窓口の民間委託とは、どのような業務をどう委託するというイメージを持っているのか。(2)民間委託で

(4)①当時の事業所が回答された将来の使用水量は大幅な増加を予測されていた。②昭和59年の上水道と工業用水道が一本化され、上水道として計画された時。昭和61年府営水道受水申し込みの時。平成10年の協定締結時であります。③今後配分水量の変更について、府知事と協議していく。④経費は単年度黒字となり、また累積欠損金も徐々に解消できる試算となるが配分水量の変更が難しい。⑤本町で予測したものとはほぼ同じ傾向であった。⑥配分水量の一方的な変更は困難であり、府と配分水量の変更について引き続き協議することとしている。⑦府と町が一体となって健全化に取り組める協議の場を立ち上げ、府に対し確実な支援を求めていくこととしているものである。

効率化が進むとしているが、具体的にどのようなことか。(3)住民には、個人情報保護を民間に扱わせることへの不安・疑念があるが、個人情報保護はどうやって保証する考えなのか。

答 (1)「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」により特例が定められたもので、戸籍謄抄本、納税証明書、外国人登録原票等の写し、住民票の写し、印鑑証明書の交付請求の受付及びその引渡しなどの業務について、民間委託を実施することについて調査・研究をすることとしている。(2)行政自らが業務を行うより、専門的技術や知識を有する民間の活力を導入するほうが効率的で有効な場合があると考えており、行政のスリム化をはじめとする行財

政運営の簡素効率化を実現し、限られた行政資源である人員の有効活用を図り、かつ、サービスの向上を図ることとしている。(3)「公共サービスの改革に関する法律」においては、「個人情報の適切な取り扱いを確保する措置が講じられていること」を始め、様々な要件が民間事業者が公共サービスを実施する上で定められている。法に定められた事業については、予め議会の議決を経なければならぬことになっており、こうしたチェックを経ることにより、十分、適正な個人情報の取り扱いについては確保されるものと考えている。